

12

2024

COLUMN

新年特別企画！事業承継”親子のホンネ対談”



知りたいあれこれ Q&A

不動産で相続税対策ができる2つの理由と3つの注意点

今月の助成金

人材確保等支援助成金

参加費無料

当事者が実体験を語る！

事業承継

親子の”ホンネ”対談



2025. 1. 31 (金) 14:00 ~ 15:30
場所: 税理士法人アクシス(徳島本社)

株式会社 マネジメント・スタッフ
代表 川人 洋一

アクシスグループ
代表 川人 広平

アクシスセミナー新専特別企画として、事業承継体験談を先代の洋一さんと私の対談形式で行います！私が弊社に入社してから6年が経とうとしていますが、一貫して事業承継に関するご相談は多くいただきます。事業承継には株式会社承継と経営自体の承継の2つありますが、やはり悩みが深いのは経営自体の承継です。

これらの悩みや疑問に対して、絶対の正解は無いですが、だからこそ、「こういうケースではこうした」という事例を参考にしないかと思いますが、私自身、毎日悩んでいるので、色々な他の事業承継をされた方々の話を聞いてみたいですが、まずは自分の事例から皆様と共有したいと思います！！

引き継がせる側は、

- ・ 将来子供に継がせたいが、どう育てたら継ぐようになるのか？
 - ・ 継ぐとは言っているが、実際の承継開始をいつ、どのように進めていったらいいんだろう？
 - ・ 後継者に引き継いだものの、先代として自分はどう過ごせばいいかわからない・・・
- などの悩みがあるでしょう。

今回は洋一さんと私の対談形式で行いますので、皆様からの質問に応える形で進めてみたいと思います。聞いてみたい事項をどしどしお申込みフォームから送っていただけますととても助かります！！皆様のご参加、ご質問お待ちしております！

引き継ぐ側（後継者）も、

- ・ いきなり経営って言われても、何をすればいいの？
 - ・ 先代との関係や距離感はどうすればいいんだろう？
 - ・ なんでも先代のようにできるわけじゃない。でも経営者としてしっかりしなきゃ！
- などなど、いろんな悩みがあると思います。

COLUMN

新年特別企画！事業承継”親子のホンネ対談”

columnは、私が「日々お客様と接している中で感じたこと」「自社の経営について考える中で感じたこと」をコラムという形でご紹介させて頂く新しい企画です。

ぜひ、コーヒーを片手に気楽にご一読ください。



コラム執筆

アクシスグループ代表 川人 広平



[お申込み方法] 下記いずれかの方法でお申込みを受け付けております。

QRコード 右図のQRコードを読み取り、お申込みください。



←申込みフォーム

電話番号 088-631-8119 (担当: 香美・佐藤) までお電話ください。

担当者経由 担当のスタッフにお伝えください。



知りたいあれこれ

Q & A

経営にまつわる様々な疑問を解決する「知りたいあれこれQ&A」
税務や労務に関することや今話題の情報までお客様に役立つ情報
を発信していきます。

今月の講座

「不動産で相続税対策ができる2つの理由と3つの注意点」

Q & A

No.62

－不動産で相続税対策ができる2つの理由と3つの注意点－

Q. 不動産で相続対策ができる2つの理由とは？

A. 1つ目の理由は、【現金を不動産に変えると相続税の評価額が下がる】ということです。現金のままですと持っている相続時に額面通りの評価額となりますが、不動産のうち、建物の相続税評価額は固定資産税評価額をもとに算出されているため、結果市場価格より評価額が下がるということとなります。例えば、1億円の現金で建物価値1億円のアパートを購入した場合、相続時のアパート評価額は借家権を考慮して約4,000万円程度に下がる可能性があります。

2つ目の理由は【土地に建物があると様々な特例が適用できる】ということです。相続税対策で購入した土地に建物がある場合は、自宅の場合は【小規模宅地の特例】が利用でき、土地の評価額を330㎡まで80%減らせることとなります。また、建物を賃貸とした場合は、土地の評価が貸家建付地となり、こちらも不動産評価額を下げることができます。さらに賃貸した場合にも小規模宅地の特例が適用できる可能性があり、評価額を下げる効果が期待できます。

LINE公式アカウント

アクセスでは、会計や労務、相続などお客様のお悩みに沿ったご提案をしております。初回は無料でご相談を受けておりますのでお気軽にお問い合わせください！
また、弊社ではより多くのお客様に必要な情報をタイムリーにお届けするためにLINEの公式アカウントを開発しております。LINE検索で「税理士法人アクセス」と入力していただくか、QRコードからご案内いただけます！



税理士法人アクセス

LINE@

私が紹介しました！

お問い合わせはこちらまで

アクセスグループ

088-631-8119

Q. 相続税対策における注意点は？

A. まずは【活用できない不動産は売却しておく】という点です。子供が使うかもしれないから、将来価値が上がるかもしれないから、等の理由で不動産を所有していたものの結局使わずに空き地や空き家になったまま持ち続けているというケースもあるかもしれませんが、そのような不動産は結局使わない可能性が高いといえます。不動産は、活用してこそ価値があるものです。そのため相続人にとって負担になる可能性のある不動産は、相続税対策を考えるタイミングで売却して現金化しておくほうがよいでしょう。そうすることで、のちの相続でのトラブル回避につなげることができます。

2つ目は、【不動産事業は相続人の意思を確認しておく】事が大切です。不動産事業はビジネスであるため、空室や家賃滞納等のリスクが発生し、相続するという事はそれらのリスクも相続する事になります。まず相続人の意志を確認し、そのうえで対策を始めるようにしましょう。また本人に引継ぎの意思がある場合は、相続開始前から経営管理に参加し経営内容の権限移譲も少しずつ進めることが大切です。

3つ目の注意点は、【生前贈与も検討しておく】ということです。法改正により生前贈与の課税方式が令和6年から変わりました。変更点を確認し、この制度をうまく活用させるための検討もいいかもしれません。

不動産で相続対策といっても様々な方法があり、いざやってみようというにはなかなかハードルが高いかもしれません。アクセスではいつでもご質問を承っております。お気軽にご連絡ください。

今月の助成金



今月の助成金のテーマは…

人材確保等支援助成金（テレワークコース）

このコーナーでは各所より提示される様々な助成金や補助金、支援金などを毎月ご紹介していきますので、皆様のお役に立てれば幸いです！

人材確保等支援助成金（テレワークコース）

*人材確保等支援助成金(テレワークコース)とは？

中小企業事業主が、在宅またはサテライトオフィスにおいて就業するテレワーク勤務を制度として導入することを目的として就業規則等の作成・変更、テレワーク用通信機器等の導入・運用等を実施し、テレワーク勤務を適切に導入・実施した場合(下記 1.)、及びテレワーク勤務の導入後も引き続きテレワーク勤務を実施し、従業員の離職率の低下について効果があった場合(下記 2.)に支給するものです。

1. 機器等導入助成

■要件

- ・テレワーク実施計画認定日以降、助成対象となる取り組みを1つ以上行うこと。
- ・テレワークの実施促進について、企業トップ等からのメッセージ発信を行うなど、労働者がテレワークを実施しやすい職場風土作りの取り組みを行う事業主であること。
- ・評価期間（機器等導入助成）※1における、テレワークに取り組む者として事業主が指定した対象労働者のテレワーク実績が、次のいずれかを満たすこと。
 - ✓評価期間に1回以上対象労働者全員がテレワークを実施すること。
 - ✓評価期間に対象労働者がテレワークを実施した回数の過平均が1回以上であること。

※1 計画認定日から起算して6か月間を経過する日までの期間内において、事業主が設定した連続する3か月間（評価期間の始期は事業主が設定）

支給額：支給対象経費の50%

※ただし、以下のいずれかの低い方の金額が上限額となります。
(1) 100万円または
(2) 20万円×対象労働者数

2. 目標達成助成

■要件

- ・評価期間後1年間の離職率が、計画提出前1年間の離職率以下であること。
- ・評価期間後1年間の離職率が30%以下であること。
- ・評価期間（目標達成助成）※2に、1回以上テレワークを実施した労働者数が、評価期間（機器等導入助成）初日から1年を経過した日における事業所の労働者数に、計画認定時点における事業所の労働者全体に占める対象労働者の割合を掛け合わせた人数以上であること。

※2 評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間

支給額：支給対象経費の15%<25%>

※<>内は資金要件を満たした場合に適用されます。
※ただし、以下のいずれかの低い方の金額が上限額となります。
(1) 100万円または
(2) 20万円×対象労働者数

※上記「資金要件」とは、対象労働者の毎月決まって支払われる資金について、評価期間（機器等導入助成）の開始日から起算して1年以内に5%以上増加させること。

申請の流れ

1 テレワーク実施計画の作成・提出

提出期限（原則、**テレワーク等開始1か月前**）までに、事業主の主たる事業所の所在地を管轄する都道府県労働局へ提出、管轄労働局がテレワーク実施計画を認定します。

2 認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、テレワークを可能とする取り組み※3を実施

認定を受けたテレワーク実施計画に基づき、**テレワークを可能とする取り組み**を実施します。認定日以降、ステップ4の支給申請日までに、取り組みの実施（機器購入の場合は納品）・支払いを終えることが必要です。

※3 助成の対象となる取り組み（かっこ内は上限金額）

- テレワーク用通信機器等の導入・運用
 - ・テレワーク用端末レンタル・リース料（77万円）
 - ・ネットワーク機器（16万5千円）
 - ・サーバ機器（55万円）・NAS機器（11万円）
 - ・セキュリティ機器（33万円） 他
- 労務管理担当者に対する研修（11万円）
- 労働者に対する研修（11万円）
- 外部専門家によるコンサルティング（33万円）
- 就業規則・労使協定等の作成・変更（11万円）

3 評価期間（機器等導入）においてテレワークを実施

計画認定日から起算して6か月を経過する日までの期間内において、事業主が連続する3か月間を「評価期間（機器等導入助成）」として設定し、テレワークを実施します。（評価期間の始期は事業主が設定。）

①機器等導入助成に関する支給申請

ステップ3を実施後、**計画認定日から起算して7か月以内**に、管轄労働局へ支給申請書を提出します。また、テレワークに関する制度を就業規則等で新たに規定する（している）こと、ステップ3の評価期間（機器等導入助成）において、テレワークの実績基準を満たすことが必要です。

5 評価期間（目標達成助成）においてテレワークを実施

ステップ3の評価期間（機器等導入助成）の初日から1年を経過した日から起算した3か月間（評価期間（目標達成助成））において、テレワークを実施します。

②目標達成助成に関する支給申請

ステップ5の評価期間（目標達成助成）の終了日の翌日から起算して1か月が経過する日までに、管轄労働局へ支給申請書を提出します。その際は、離職率目標を満たすことが必要です。また、ステップ5の評価期間（目標達成助成）において、テレワーク実績基準を満たすことも必要です。



詳細は、左図の厚生労働省HP（人材確保等支援助成金テレワークコース）よりご確認ください。
アクセスでは、様々なお客様のご要望にお応えしています。気になる情報等ございましたら、何なりとお気軽にお問合せください。